



TAKIKAWA ROTARY CLUB

本日は 第2660回 例会
プログラム
畜産試験場跡地活用構想について
No. 2512 4月8日(木)

次週以降の予定
4月14日(水) GSE受入(夜間例会)
4月22日(木) 次年度委員会例会
4月29日(木) 法定休日

第2659回 例会報告

2010年 4月1日(木)

会長挨拶・報告



まだ肌寒い日が続いていますが、いよいよ4月です。長期予報ではこの冬は暖冬であり、雪も例年並のはずでしたが、かなり厳しい冬となっていました。景気も相変わらずですが、春の訪れとともに上向くことを期待するばかりです。

本年度もあと2ヶ月少々となり、4月7日には次年度のクラブ協議会が開催され、18日には次年度の地区協議会が札幌で開催されます。昨年は緊張感一杯の中、三浦華園・スエヒロの2会場で初めて開催したことが思い出されますが、早いもので1年が過ぎようとしています。

ところで、地区大会記念誌がそろそろ出来るそうです。地区大会が終わってからも仕事をされているメンバーに心より感謝申し上げます。大会の実行委員会も解散しておりませんが、先ほど中島大会幹事が解散式の日程調整表を配られておりましたので、いよいよ大詰めになってきたという感じがいたします。

さて、14日(水)にGSEの受入例会があります。夜間例会は例年5回ですが、今年は7回と2回程増えておりまして、その最後の1回がこのGSE歓迎会ですので、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

また、22日からは韓国3700地区大会に滝川より9名が向かいます。当日は次年度理事会の担当例会ですが、私どもは欠席となり、伊藤副会長に代理をしていただきます。よろしくお願いいたします。

幹事報告



1. 芦別RCより会報ならびに4月のプログラムが届いております。
2. ガバナー月信4月号を各購読者のロッカーに入れておりますのでご一読ください。
3. 本日18時30分より第16回定例理事会を開催いたします。役員・理事の方はご出席をお願いします。

4. 本日からの座席は12星座の星座順となっております。

5. 砂川RC創立40周年記念式典・IMのご案内を配布しています。記念ゴルフコンペもありますので、ご記入のうえ本日提出して下さい。

委員会報告

西村次年度幹事

4月7日、次年度の第1回クラブ協議会を開催

します。17時30分から理事・役員会、18時30分からクラブ協議会ですので、担当の役員・理事・委員長の皆様には連絡済みですが、参加をよろしくお願いいたします。

宮崎親睦活動委員長

今年度最後の木曜フォーラムを4月22日(木)18時00分からバーブラジルで行います。講師は佐藤佳朗会長エレクトです。多数の出席をよろしくお願いいたします。

先週のプログラム

《総務委員会担当例会》

ゲスト卓話



佐伯総務委員長挨拶

本日は、東京海上日動あんしん生命(株)旭川生保支社長代理である西塔靖夫様をお招きして卓話をいただきます。西塔様は昭和38年生れ、遠軽町出身です。本日は、生命保険を活用した退職金積立についてお話しいたしますので、よろしくお願いいたします。

生命保険を活用した退職金積立 ～経営者の財産形成～



東京海上日動あんしん生命

西塔靖夫様

本日は経営者の皆様の財産形成についても情報提供させていただきます。退職金制度の優遇措置に関する3つのポイントについてお話しさせていただいて、生命保険の商品の紹介等をさせていただきます。

(所得税の概要)

わが国の所得税は超過累進課税であり、課税所得が一定の金額を超過した分だけ高い税率がかかってくる仕組みになっています。例えば、4,000万円の課税所得がある場合(1,800万円超)、税率は最高の50%となり、手取は2,000万円になります。また、更に1,000万円課税所得が増えれば、税率50%ですので、税金も500万円増えることとなります。また、仮に複数の収入があっても、基本的には所得は上乘せとなり、通常、所得の分散は認められていませんので、課税所得が1,800万円超であれば、50%が課税されます。ところが、退職金制度については3つの優遇措置があり、所得の分散も可能となります。

(退職金課税の優遇措置)

①退職金の分散

「退職金」として受け取ることにより、その年の所得「役員報酬」と分離して課税されますので、1,800万円以下の課税所得には低い税率が適用されることとなります。通常の報酬として所得で受け取ってしまいますと、単なる上乘せとなってしまう。

②退職所得控除

退職金として受け取ると退職所得控除があります。具体的には、勤続年数20年以下の場合、40万円×勤続年数(10年であれば400万円控除)、20年超であれば1年増えるごとに70万円増えます。(勤続年数30年の場合、40万円×20年+70万円×10年=1,500万円控除)

③2分の1課税

更に退職金の場合、課税対象は退職所得控除を引いた後の金額の半分になります。したがって、仮に4,000万円を役員報酬に上乘せしてもらった場合、税金は2,000万円、手取は2,000万円。一方、4,000万円を退職金としてもらった場合、税金は約384万円、手取は約3,616万円となり、1,600万円ほどの違いが出ます。

(生命保険の活用)

勇退時に退職金を受け取りたくても、退職金準備がなければ受け取ることは難しくなりますし、死亡退職はいつ発生するかわかりません。生命保険を活用すれば、生存・死亡退職金の両方を準備することが可能になります。万一のことがあれば生命保険金として契約者に支払われ、生存退職金として受け取る場合は、途中解約をして、解約返戻金を受け取ることが可能になりますし、契約者貸付制度を利用することもできます。具体的なプランとして二つの商品をご案内します。

①通増定期保険

50歳男性の場合で保険料月85,720円のプランです(半分損金)。9年後の保険料支払額は925万円で、半分が損金算入できて法人税が節約できるほか、9年目で解約すると解約返戻率は95.9%となります。この商品は5~11年目までの期間、解約返戻率が9割を超える商品であり、12年以降になると解約返戻率が下がりますので、期間内での解約、すなわち役員退職金として受け取っていただくことをお勧めしたいと思います。

②長割定期保険

50歳男性の場合で保険料月86,800円のプランです(半分損金)。この商品は65歳までは解約返戻率が低めに設定され、65~73歳(16~24年目)の解約返戻率が高くなっている商品です。65歳での保険料支払額は約1,600万円(約800万円が損金)、解約返戻金は約1,400万円となり、約9割が戻ってきます。ただし解約すると、この返戻金1,400万円と、資産計上されている累計800万円との差額600万円が益金となりますので、解約返戻金として法人が受け取った金額を、役員の退職金等に当てていただくことをよくお話しさせていただきます。

(経営者からみた従業員退職金)

労基署に寄せられたトラブルで調査を行ったもののうち最も多いのが従業員の退職金・残

業代などの賃金の未払いです。トラブルになった場合は、話し合いを行い、従業員が納得しない場合は労基署に相談、ケースによっては裁判となります。その場合、ポイントになるのは退職金規程です。退職金規程は絶対に作らなければならないものではありませんが、作った以上は支払わなければなりませんし、退職金規程がなくても、過去に支払われた事例があれば、対応せざるを得ない場合があります。

最近話題のパートやアルバイトが退職金の支払いを求めるケースでは、支給範囲がポイントになります。支払い対象が、当社の業務に従事するもの、当社の業務に従事する正社員のみなど、ご確認くださいと思います。なお、パートやアルバイトについては別途定めると就業規則に記載し、別途に定めていない場合、退職金の支払いの必要性が出てくる可能性があります。

また、就業規則、退職金規程の内容チェックも必要であり、景気の良い時期に作成した場合、古い規程の雛形をそのまま使っていた場合は、想定外の退職金支払いリスクがあります。

なお、従業員の退職金対策を生命保険で対応することも可能であり、商品等もありますので、もし何かありましたらご相談いただければと思います。

ニコニコBOX

渡邊 恭久会員

結婚祝を頂き。あと3ヶ月!

柳 清二会員

結婚記念日にお花を戴きました。有り難うございました。

石黒 安雅会員

結婚記念日にお祝いをいただいて。

上田 秀司会員

結婚記念日にお祝いをいただいて。

篠島 弘会員

開院30周年を迎えて。米山梅吉記念館を訪れることができて。

戎谷 侑男会員

3月21日、米山梅吉記念館を視察出来て。

野田 富夫会員

ちょっと内祝いがあつて。

深澤 和範会員

□ーターリーの友の紹介、年度4回の最後のお務めを終えて。

会長/川口 義弘
幹事/竹田 行宏
編集/クラス会報委員会

電子メール info@rotary.gr.jp
ホームページ http://www.rotary.gr.jp/

例会日●毎週木曜日 PM 0:30
例会場●ホテルスエヒロ
事務局●ホテルスエヒロ 7F

〒073-0032 滝川市明神町2丁目2-16
TEL (0125) 22-3344
FAX (0125) 24-2755



クラブ会報は再生紙を使用しています。